

令和7年4月1日

岡山市週休2日工事の対象工事の取扱いについて

お知らせ

監理検査課

地方自治法施行令別表第5の改正を踏まえ、物価高騰への対応の観点から改定しますのでお知らせします。

1 対象外工事の変更

設計金額250万円以下の工事 → 設計金額400万円以下の工事

2 適用

令和7年4月1日以降公告する工事に適用します。

3 その他

「岡山市週休2日工事（発注者指定型）実施要領」、「週休2日工事（発注者指定型）に関するQ&A」、「休日等取得計画・実績表（記入例）」及び「工事看板掲載例」については、岡山市監理検査課ホームページを参照するものとする。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004443.html>

【問合せ先】

財政局財務部監理検査課

TEL 086-803-1368